

～審査業務の組織改編について～

組合事業の効率化の一環として各支部（城西支部・城南支部・城北支部）に配置している調査係を令和7年4月1日より組合本部の審査部に統合することといたしました。

これにより、診療・医療に関するお問合せや、各支部での「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」等の発行が**本部審査部での取り扱いに変更となります。**

お問合せやご申請の際は、お間違いのないようお願い申し上げます。

～令和7年3月31日まで	令和7年4月1日～
東京実業健康保険組合 本部 審査部 審査第一課・審査第二課 東京都中央区東日本橋3-10-4 TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1590	東京実業健康保険組合 本部 審査部 審査第一課・審査第二課 東京都中央区東日本橋3-10-4 TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1590
東京実業健康保険組合 城西支部 調査係 東京都新宿区西新宿1-26-2 TEL 03-3342-8821(代) FAX 03-3342-8815	審査部の業務内容 【審査第一課】 ・業務上（労働災害や通勤災害） ・第三者行為（交通事故等） 等 【審査第二課】 ・高額療養費や付加金等の給付金 ・医療費通知やジェネリック通知 ・限度額適用認定証や特定疾病療養受療証 等
東京実業健康保険組合 城南支部 調査係 東京都港区新橋2-19-10 TEL 03-5537-2400(代) FAX 03-5568-5701	
東京実業健康保険組合 城北支部 調査係 東京都豊島区東池袋1-33-8 TEL 03-3980-1501(代) FAX 03-3980-1520	

※その他の業務に関しては変更ございません。



問合せ

東京実業健康保険組合 審査部 審査第一課 審査第二課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代)